

個人事業税第2期分の納付をお忘れなく

問 西尾張県税事務所 課税第一課

県民税・事業税第二グループ

☎0586(45)2169

□https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/

個人事業税の第2期分の納期限は11月30日(木)です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封しておりますので、次のいずれかの方法で納付してください。なお、納付書を紛失された方は管轄の県税事務所へお問い合わせください。

▼納付場所および納付方法▼

- ・金融機関、県税事務所の窓口
- ・コンビニエンスストア、M M K 設置店
- ・Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM
- ・インターネット環境でのクレジットカードによる納付

・スマートフォン決済アプリによる納付
※コンビニエンスストアおよびM M K 設置店による納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限り
ます。

▼その他／領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、M M K 設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な口座振

替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続をしてください。

家屋の新増築・取り壊し・用途変更について、お知らせください。

問 税務課 ☎(55)7122

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、土地・家屋 償却資産を所有している方が、その資産の所在する市町村に納めていただく税金です。

建物(車庫・物置・サンルームなどを含む)の新増築・取り壊し・用途の変更をすると、税額が変わる場合があります。正しい課税をするために、令和5年中に新増築などをされた方、または予定のある方はお電話などでお知らせください。

※用途変更とは、「住宅」「店舗」「工場」など実際使用している用途から、使用を変更することです。



税を考える週間(11月11日から17日)

これからの社会に向かって

期間中、国税庁ホームページで様々な情報を提供しています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

https://www.nta.go.jp

税を考える週間

浄化槽をお使いの皆さまへ

問 海部県民事務所環境保全課

☎(24)2131

浄化槽は微生物の働きで、し尿や生活雑排水(台所や洗濯から発生する汚水)をきれいになります。維持管理を正しく行わないと機能が低下し、川や海などの水質汚濁の原因となつてしまいます。維持管理の内容は「法定検査・保守点検・清掃」の3つです。必ず実施しましょう。

▼法定検査／一般社団法人愛知県浄化槽協会にお申し込みください。

☎052(481)7160

▼保守点検・清掃／実施可能な業者は左記二次元コードから確認または、海部県民事務所環境保全課にお問い合わせください。



全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間の実施について

問 名古屋法務局人権擁護部

☎052(952)8111(内線1483)

D V、ストーカー、セクハラ・パワハラ・モラハラなどのハラスメント行為など、女性をめぐる様々な人権問題について、強化週間を設けて相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

▼期間／11月15日(水)～21日(火)

▼時間／午前8時30分～午後7時
ただし、11月18日(土)・19日(日)は午前10時～午後5時

▼相談専用電話／女性の権利ホットライン ☎0570(070)810

秋季全国火災予防運動

問 消防本部予防課 ☎(26)1109

11月9日(木)から15日(水)まで秋の火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防意識の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、住宅火災での高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、皆さんの大切な生命や財産を守ることを目的として全国的に実施されます。

【火災予防運動中の主な内容】

- ・消防自動車による消防署・消防団の防火宣伝
- ・セシナ機による空からの防火宣伝
- ・大型店舗などの立入検査
- ・市内学校で校内放送による防火啓発
- ・消防団によるサイレン吹鳴(午後8時)
- ・枯草除去のお願い

